



01 世界遺産の基礎知識

雄大な歴史を感じさせる

1978年に登録された12件には、先住民族の遺産や負の歴史を伝える遺産、生物多様性を伝える遺産などが含まれ、世界遺産の理念をよく表している。

● 世界遺産条約

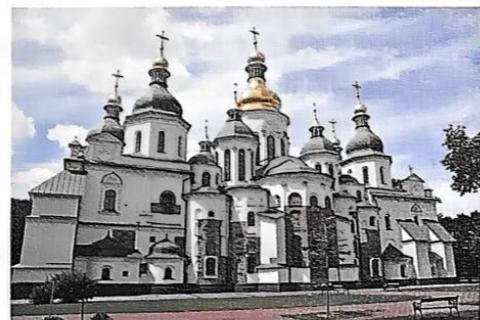
世界遺産条約は8章に分けられる全38条からなる国際条約。特別な価値を持つ文化財や自然が、従来とは異なる新たな破壊の脅威に直面しているだけでなく、各国の保護が資金不足などから困難な状況にあることを踏まえ、国際的な保護の体制を整える必要性が出てきたことが、採択の背景にある。また、そうした文化財や自然を失うことは、世界中の人々にとって大きな損失であるとしている。そのため、世界遺産リストに登録された文化遺産や自然遺産を、人類共通の遺産として破壊や損傷から保護・保全し、将来の世代に伝えてゆくための国際的な協力体制の確立を目的としている。

文化遺産や自然遺産の定義、世界遺産リストと危機遺産リストの作成、世界遺産委員会や世界遺産基金の設立、遺産保護のための国内機関の設置や立法・行政措置の行使、国際的援助などが定められている。

世界遺産条約ができるまで、文化遺産と自然遺産はそれぞれ別の枠組みで保護・保全が進められてきたが、世界遺産条約では文化遺産と自然遺産を、互いに影響しあう切り離すことのできない人類共通の財産として位置づけ、両方を1つの条約で保護している。

また、世界遺産の保護・保全の第一義的な義務・責任は締約国にあることを明記しており、第4条で、締約国は自国の領域内にある文化遺産や自然遺産を世界遺産リストに記載すると同時に、自国有する全ての能力を用いて遺産を保護・保全し、次の世代へ伝えてゆかなければならないとしている。人類共通の財産である世界遺産は、**それぞれの保有国の文化や文明、自然環境に属しており、その世界遺産を守り伝えるために各締約国には、遺産保護のために必要な法的、科学的、技術的、行政的、財政的措置をとることが求められている**。同時に、国際社会全体の義務として、遺産の保護・保全に協力すべきであるともされる。

教育・広報活動の重要性も明記されており、人々が遺産の価値や重要性を知ることが、遺産の保護・保全の上で最も重要であるとする。加えて、遺産を脅かす危機への対策



ウクライナのキーウにある「聖ソフィア聖堂」

世界遺産条約

● 世界遺産とは

世界遺産とは、萩原徹日本政府代表が議長を務めた1972年の第17回UNESCO総会で採択された世界遺産条約に基づき「**世界遺産リスト**」に記載されている、「**著な普遍的価値**」を有する自然や生態系保存地域、記念建造物、遺跡のこと。

1973年にアメリカ合衆国が最初に世界遺産条約を批准し、締約国数が20ヶ国達した1975年12月17日に発効した。日本は1992年6月30日に受諾書をUNESCO事務局長に寄託し、同年9月30日に日本でも発効した。

1978年に最初の世界遺産12件が世界遺産リストに記載されて以来、2014年「**オカバンゴ・デルタ**」が**1,000件目**の世界遺産になるなど登録数が順調に増れており、世界各地にある多様な文化や歴史、自然環境などを証明する遺産を次の世代に伝えていく役割を担っている。

・最初に世界遺産リストに記載された12件の世界遺産

| | |
|-----------------------------|-----------------------|
| アーヘンの大聖堂（ドイツ連邦共和国） | メサ・ヴェルデ国立公園（アメリカ合衆国） |
| クラクフの歴史地区（ポーランド共和国） | イエローストーン国立公園（アメリカ合衆国） |
| ヴィエリチカとボフニヤの王立岩塩坑（ポーランド共和国） | ランス・オー・メドー国立歴史公園（カナダ） |
| シミエン国立公園（エチオピア連邦民主共和国） | ナハニ国立公園（カナダ） |
| ラリベラの岩の聖堂群（エチオピア連邦民主共和国） | ガラバゴス諸島（エクアドル共和国） |
| ゴレ島（セネガル共和国） | キトの市街（エクアドル共和国） |

をするための科学的・技術的な研究を進めることも求められている。
世界遺産に社会生活の中で機能・役割を与えるべきという記述もあり、世界遺産を遠い過去の遺物ではなく、今まさに自分たちの社会の中で生きている遺産として守り、学び伝えてゆくことが求められている。

●世界遺産条約履行のための作業指針

世界遺産条約の適切な履行を促すために、1977年の第1回世界遺産委員会で採択された「世界遺産条約履行のための作業指針」(以下、「作業指針」)。この作業指針は、世界遺産委員会での審議をもとに4年ごとに定期改定される他、必要に応じて毎年の世界遺産委員会でも修正が行われている。

作業指針では、「顕著な普遍的価値」の定義や登録基準、真正性や完全性の定義などの概念的な指針だけでなく、世界遺産リストへの申請・登録の手順やスケジュールといった実務的な指針、世界遺産基金に基づく国際援助や保全状況の報告などの手続き、世界遺産委員会諮問機関や関連機関、関連条約といった世界遺産条約履行上の関連事項、世界遺産エンブレムの使用規定まで示されている。

●世界遺産条約締約国会議

世界遺産条約を採択した全締約国による会議で、2年ごとに開催されるUNESCO総会会期中に開催される。世界遺産条約締約国会議では、世界遺産基金への分配金の決定や世界遺産委員会委員国の選定の他に、世界遺産委員会から世界遺産条約締約国会議とUNESCO総会に対して提出された活動報告書を受理する。

●世界遺産委員会(顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会)

1976年の世界遺産条約締約国会議において設立された政府間委員会。通常1年に1度開催されるが、近年は新型コロナウイルスの世界的な感染拡大や、ロシアによるウクライナ侵攻の影響などで不規則な開催が続いている。会議には、請により同様の目的を有する政府間機関やNGOの代表も顧問の資格で出席することができる。

世界遺産委員会は、議長国1カ国、副議長国5カ国、書記国1カ国の7カ国で構成される任期1年のビューロー会議^{*}を設置する。ビューロー会議は世界遺産委員会のビューロー会議構成国が決定される。

ビューロー会議：「世界遺産ビューロー」とも訳される。「ビューロー」とは「事務局」という意味。

世界遺産委員会の委員国の任期は6年であるが、公平な代表性を確保し、各締約国に均等に機会が与えられるようにするために、自発的に4年で任期を終えることと、再選を自粛することが望ましいとされている。

世界遺産委員会では、世界遺産リストへの登録推薦書が提出された遺産の審議の他、危機遺産リストへの遺産登録や解除の決定、世界遺産リスト登録遺産の保全状況のモニタリング及び報告書を通じた調査、世界遺産基金の使途の決定、作業指針の改定及び採択、国際的援助の要請の審査などが行われる。世界遺産リストへ登録推薦された遺産に対しては「登録」「情報照会」「登録延期」「不登録」の4段階で決議を行う。

・4段階の決議

登録：顕著な普遍的価値があるとして世界遺産リストへの記載を認める決議。

情報照会：世界遺産委員会が追加情報を求める決議で、その場合は、次回の世界遺産委員会に推薦書を再提出し、審査を受けることができる。3年以内に再提出が行われない場合は、それ以降は新たな登録推薦とみなされる。

登録延期：より綿密に評価・調査を行う必要があるか、推薦書の本質的な改定が必要とされる決議で、推薦書の再提出から1年半の審議に付される。

不登録：世界遺産委員会が推薦遺産を世界遺産リストへ記載するのにふさわしくないと判断した決議で、例外的な場合を除き再推薦は認められない。例外的な場合とは、新たな科学的情報が得られた場合や、別の登録基準によって推薦書を作成しなおした場合を指す。

●世界遺産委員会事務局(世界遺産センター)

世界遺産委員会を補佐する世界遺産委員会事務局の役割を担うため、1992年に設立された機関。パリのUNESCO本部内に常設されており、UNESCO事務局長は、世界遺産センター局長を世界遺産委員会の秘書に任命している。

世界遺産センターでは、世界遺産リストへの登録推薦書を受理し、事務局登録して専門調査を依頼すること、世界遺産条約締約国会議と世界遺産委員会の開催・運営を行うこと、締約国会議と世界遺産委員会での決議の履行や実施状況の報告、グローバル・ストラテジーを含む諸活動の調整、定期報告の取りまとめ、国際援助の調整、世界遺産の保全管理のための予算外資金の確保などを行う。また世界遺産及び世界遺産条約の広報活動も主な活動の1つで、世界遺産条約に関する公式HPも開設している。

● 世界遺産基金 (頗著な普遍的価値を有する世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための基金) UNESCOの財政規則に基づき1976年に設立された信託基金。世界遺産条約締約国のUNESCO分担金の1%を超えない額(実際には1%を適用)の拠出金と、任選の拠出金の他、締約国以外の国や政府間機関、個人からの拠出金や贈与・遺贈を財源としている。締約国は2年に1度、拠出金を支払わなければならず、この拠出金の支払いが延滞している締約国は、世界遺産委員会の委員国に選出される資格がない。また同時に、緊急援助以外の国際的援助も受けることができない。

世界遺産基金は、世界遺産委員会が決定する目的にのみ使用することができ、多くの場合は途上国の登録推薦書作成や保護管理計画書の作成、専門家の調査、災害や紛争からの復興などに充てられている。世界遺産委員会や締約国は、この世界遺産基金の拠出に際し、いかなる政治的な条件もつけることはできない。

● 危機遺産

危機遺産とは、「危機にさらされている世界遺産リスト(危機遺産リスト)」に登録されている遺産を指す。世界遺産リストに登録されている遺産が、重大かつ明確に危険にさらされており、その脅威が人間の関与により改善可能であること、保全のためには大規模な作業が必要であることなどに加え、世界遺産条約に基づく援助がその遺産に対し要請されている場合、世界遺産委員会はその遺産を危機遺産リストに記載することができる。1979年、モンテネグロの『コトルの文化歴史地域と自然』が初めて危機遺産リストに記載された。

危機遺産リストに記載された場合、遺産の保有国は世界遺産委員会の協力の下、保全計画の作成と実行が求められる。その際には、世界遺産基金の活用や、世界遺産センターや各国の政府、民間機関などからの財政的・技術的援助を受けることができる。世界遺産委員会では、危機遺産リストに記載された遺産の保全状況についてアクティヴ・モニタリングを行い、毎年審議する。

頗著な普遍的価値があることが明らかな暫定リスト記載の遺産で、危機に直面している遺産を、通常の登録手順を取らず緊急的に登録することがある。「緊急的登録推薦」と呼ばれるもので、世界遺産登録と一緒に危機遺産に登録される。



開発が実行されたリヴァプールの街並

また、世界遺産の頗著な普遍的価値が損なわれたと判断された場合は、世界遺産リストから削除されることもある。これまで、2007年にオマーンの「アラビアオリックスの保護地区*」、2009年にドイツ連邦共和国の「ドレスデン・エルベ渓谷」、2021年に英国の「リヴァプール海商都市」が世界遺産リストから削除されている。

● 登録基準

頗著な普遍的価値の評価基準として、作業指針の中で10項目からなる登録基準が定められている。頗著な普遍的価値が認められるためには、この登録基準の中から1つ以上が認められなければならない。

2005年の第6回世界遺産委員会特別会合にて、文化遺産と自然遺産共通の登録基準となつたが、その内容により登録基準(i)~(vi)が文化遺産に、登録基準(vii)~(x)が自然遺産に適用されている。

| | |
|--------|--|
| (i) | 人類の創造的資質を示す傑作。 |
| (ii) | 建築や技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展において、ある期間または世界の文化圏内での重要な価値観の交流を示すもの。 |
| (iii) | 現存する、あるいは消滅した文化的伝統または文明の存在に関する独特的証拠を伝えるもの。 |
| (iv) | 人類の歴史上において代表的な段階を示す、建築様式、建築技術または科学技術の総合体、もしくは景観の頗著な見本。 |
| (v) | ある文化(または複数の文化)を代表する伝統的集落や土地・海上利用の頗著な見本。または、取り返しのつかない変化の影響により危機にさらされている、人類と環境との交流を示す頗著な見本。 |
| (vi) | 頗著な普遍的価値をもつ出来事もしくは生きた伝統、または思想、信仰、芸術的・文学的所産と、直接または実質的関連のあるもの。(この基準は、他の基準とあわせて用いられることが望ましい。) |
| (vii) | ひとときわ優れた自然美や美的重要性をもつ、類まれな自然現象や地域。 |
| (viii) | 生命の進化の記録や地形形成における重要な地質学的过程、または地形学的・自然地理学的特徴を含む、地球の歴史的主要段階を示す頗著な見本。 |
| (ix) | 陸上や淡水域、沿岸、海洋の生態系、また動植物群集の進化、発展において重要な、現在進行中の生態学的・生物学的过程を代表する頗著な見本。 |
| (x) | 絶滅の恐れのある、学術上・保全上頗著な普遍的価値をもつ野生種の生息域を含む、生物多様性の保全のために最も重要かつ代表的な自然生息域。 |

UNESCOと世界遺産委員会諮問機関

● UNESCO (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)

UNESCO(国際連合教育科学文化機関)は、フランス共和国のパリに本部を置く国際連合の専門機関で、1945年に創設、翌1946年11月に発足した。国際連合が

アラビアオリックスの保護地区: オマーン政府が天然資源採取のために保護地区を90%削減する政策をとったため、危機遺産リストに記載されることなく削除された。

行う活動を前に進め、教育や科学、文化を通じて諸国民の連帯を促進し、人種や性、言語、宗教の差別なく正義や人権、基本的自由が尊重される世界の平和と福祉に貢献することを目的としている。総会は通常2年に1度開催され、UNESCOが行う活動の方針や政策の決定、執行委員会が提出した計画の決議、執行委員会の選挙などを行う。

「戦争は人の心の中に生まれるものだから、人の心の中にこそ、平和のとりでを築かなければならない。相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界中の人々の間に疑惑と不信を引き起こした共通の原因であり、この疑惑と不信のために、世界中の人々の差異がありにも多くの戦争を引き起こしたもの」
(UNESCO憲章前文・部分)

世界遺産委員会諮問機関

世界遺産委員会の諮問機関は、ICCROMとICOMOS、IUCNである。諮問機関の主な役割は、それぞれの専門分野について世界遺産条約履行に関する助言を行うこと、世界遺産委員会文書及び会議議題の作成、世界遺産委員会決議の履行に関する監視、国際的援助の要請の審査などである。推薦された遺産に対する保全状況の監視、国際的援助の要請の審査などである。推薦された遺産に対する事前の専門調査では「登録」「情報照会」「登録延期」「不登録」の4段階の勧告を行う。

ICCROM (International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property)
ICCROM(文化財の保存及び修復の研究のための国際センター)は、本部をイタリア共和国のローマに置く政府間機関で、1959年にUNESCOによって設立された。不動産や動産の文化遺産の保全強化を目的とした研究や記録の作成・助言、技術支援、技術者や専門家の研修や養成、普及・広報活動などを目的としている。

ICOMOS (International Council on Monuments and Sites)
ICOMOS(国際記念物遺跡会議)は、本部をフランス共和国のパリに置く非政府機関(NGO)で、**ヴェネツィア憲章の原則**を基に、1965年に設立された。建築遺産や考古学的遺産の保全のための理論や方法論、科学技術の応用を推進することを目的としている。UNESCO加盟国内で活動するため、各国に国内委員会が組織され

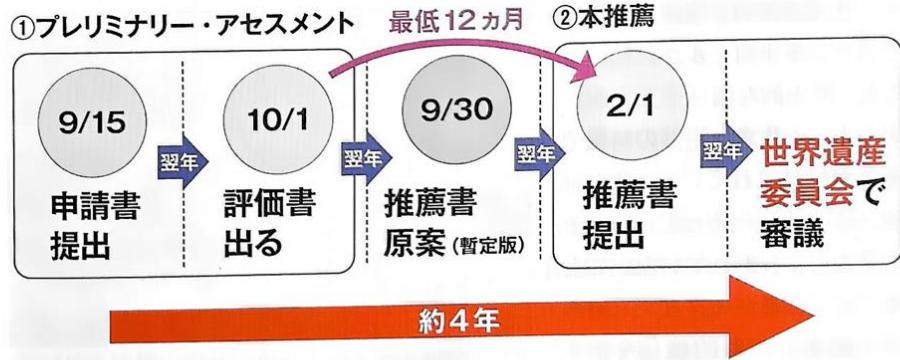
IUCN (International Union for Conservation of Nature)

IUCN(国際自然保護連合)は、本部をスイス連邦のグランに置く世界的組織で、1948年に設立された。自然の完全性や多様性を保全し、平等で生態学的に持続可能な自然资源の利用を担保するために、世界中の科学者を支援することを目的としている。文化的景観の価値で推薦された文化遺産の自然の価値や保全管理についてICOMOSへ助言も行う。

世界遺産リスト記載までの流れ

推薦書を世界遺産センターに提出してから、世界遺産委員会で登録が決定するまで1年半ほどの期間を要していたが、2027年に推薦する遺産からは**推薦のプロセスが2段階***になり、全体で約4年の期間を要することとなる。

世界遺産条約の締約国は、自国の暫定リストの中から推薦を目指す遺産を第1段階の「**プレリミナリー・アセスメント(事前評価)**」にかけるために、9月15日までに申請書を世界遺産センターに提出する。世界遺産センターから依頼を受けた諮問機関は、翌年の10月1日までに書類での事前評価を行い、評価書を提出する。その評価書を受け取った12ヵ月後から第2段階の本推薦を行うことができるようになる。推薦への要件が整った遺産の推薦書は2月1日までに世界遺産センターへ提出されるが、その前年の9月30日までに推薦書の草案を世界遺産センターへ提出し、コメントなどを求めることができる。世界遺産センターから依頼を受けた諮問機関は推薦書に基づき現地調査などを行い、翌年の世界遺産委員会開催の6週間前までに4段階の勧告を出す。そして世界遺産委員会で審議が行われ、勧告と同じく4段階の決議が出されて、世界遺産リスト記載の可否が決まる。



*推薦のプロセスが2段階: 2023年から移行期間として、2段階の推薦プロセスか、従来通りの推薦プロセスかを選択することができる。

世界遺産に関する概念・憲章

● 真正性 (Authenticity)
文化遺産に求められる概念で、建造物や景観などが、形状や意匠、素材、用途、機能などがそれぞれの文化的背景の独自性や伝統を継承していることが求められる。真正性は、歴史的建造物の保存と修復に関する1964年のヴェネツィア憲章の考え方を反映している。

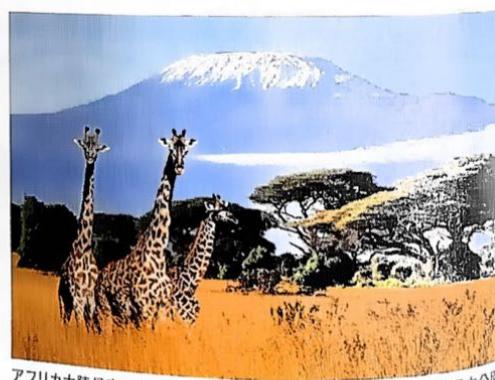
木造建造物などの保存について国際社会の理解を深める必要性を感じた日本が主導した1994年の「真正性に関する奈良会議」で、「奈良文書」が採択された。

奈良文書では、遺産の保存は地理や気候、環境などの自然条件と、文化・歴史的情景などとの関係の中ですべきであるとされ、遺産の真正性は形状・意匠や材料・材質、工法、環境(セッティング)などを各文化に即して解釈・検討されるようになった。

● 完全性 (Integrity)
完全性とは自然遺産を中心に全ての世界遺産に求められる概念で、世界遺産の顕著な普遍的価値を構成するために必要な要素が全て含まれ、また長期的な保護のための法律などの体制も整えられていることが求められる。完全性を証明する条件として、具体的には次の3点が作業指針に記されている。

- ・顕著な普遍的価値が発揮されるのに必要な要素が全て含まれているか。
- ・遺産の重要性を示す特徴を不足なく代表するために、適切な大きさが確保されているか。
- ・開発あるいは管理放棄による負の影響を受けていないか。

文化遺産では、遺産の劣化の進行がコントロールされていること、歴史的な街並や文化的景観のような生きた遺産の特徴や機能が維持されていること、景観に悪影響を与える恐れのある開発などが行われていないことなどが求められる。また、推薦書で顕著な普遍的価値を示す



アフリカ大陸最高峰のキリマンジャロ山のある「キリマンジャロ国立公園」

とされる時代と実際の資産の年代が一致していることや、価値を証明する資産がしっかりと構成資産に含まれていることなども必要である。

一方で自然遺産は、生物学的な過程や地形上の特徴が比較的無傷であることが求められ、世界遺産登録範囲内での人間の活動は生態学的に持続可能なものである必要がある。加えて自然遺産では、登録基準ごとに完全性の条件が細かく定義されている。

● 文化的景観 (Cultural Landscapes)

文化的景観は、1992年の第16回世界遺産委員会で採択された概念で、「意匠された景観」、「有機的に進化する景観」、「関連する景観」の3つのカテゴリーに分類される。1993年、ニュージーランドの『トンガリロ国立公園』において、世界で初めて文化的景観の価値が認められた。

人間社会が自然環境による制約の中で、社会的、経済的、文化的に影響を受けながら進化してきたことを示す遺産に認められる。文化的景観には、自然の景観と人工の景観の両方が含まれ、文化遺産に分類されるものの、文化遺産と自然遺産の境界に位置する遺産といえる。これにより、従来の西欧的な文化遺産の考え方よりも柔軟に文化遺産を捉えることが可能になり、世界各地の文化や伝統の多様性の保護につながっている。

● グローバル・ストラテジー

「世界遺産リストにおける不均衡の是正及び代表性、信頼性の確保のためのグローバル・ストラテジー」(以下、「グローバル・ストラテジー」)は、1994年の第18回世界遺産委員会にて採択された方針で、世界遺産リストの不均衡を是正して、世界遺産条約への信頼性を取り戻すために、選考基準や方法の見直しなどを行っている。また、既に世界遺産リストに複数の登録遺産を持つ国には、登録推薦の間隔を自発的にあけることや、登録の少ない分野の遺産を推薦すること、世界遺産を持たない国の登録推薦と連携することなどが求められている。

● シリアル・ノミネーション・サイト (Serial Nomination Site)

シリアル・ノミネーション・サイト(連続性のある遺産)は、文化や歴史的背景、自然環境などが共通する資産を、全体として顕著な普遍的価値を有するものとして登録した遺産。作業指針の中では「同一の歴史・文化群に属するもの」「地理区分を特徴づける同種の資産であるもの」「同じ地質学的、地形学的、または同じ生物地理区

分もしくは同種の生態系に属するもの」と定義されている。シリアル・ノミネーション・サイトは、必ずしも個々の構成資産が顕著な普遍的価値をもつてゐる必要はない、全体として顕著な普遍的価値をもつていればよい。

●トランスバウンダリー・サイト(Trans-boundary Site)
トランスバウンダリー・サイト(国境を越える遺産)は、国境を越えて複数の国またがる資産を関係国が協力して守る遺産。当初、人為的な国境線にとらわれない自然遺産の登録推薦の際に提案されたが、現在では文化遺産でも用いられ、多国間の協力の下で遺産の保護・保全を行っている。作業指針の中では、できる限り関係国が共同で登録推薦書を作成し、共同管理委員会・機関などを設立して遺産全体の管理・監督することが強く推奨されている。

●人間と生物圏計画(Man and the Biosphere program)
「人間と生物圏計画」(以下、「MAB計画」)は、社会生活や商工業活動などの人間の営みと自然環境の相互関係を理解し、環境資源の持続可能な利用と環境保全を促進することを目的に、UNESCOが1971年に立ち上げた研究計画。人類と環境の接近することを目的に、そこで起こりつつある問題の解決を目指しており、生物多様性と経済活動を機能的に結びつけるための、科学的な研究やモニタリング、人材育成などが行われている。

生物圏保存地域では、生物多様性を「核心地域(コア・エリア)」「緩衝地帯(パッファー・ゾーン)」「移行地帯(トランジション・エリア)」の三段階の区域に分けて重層的に保護しているが、世界遺産条約ではその中から「核心地域*」と「パッファー・ゾーン」の概念を援用している。2005年のパッファー・ゾーンに関する作業指針の改定で、パッファー・ゾーンの設定が自然遺産と文化遺産双方において厳格に求められている。

核心地域：世界遺産条約では「資産(プロパティ)」と呼ぶ。

●生物圏保存地域の区分分け

■=核心地域
(コア・エリア)

□=移行地帯
(トランジション・エリア)

■=緩衝地帯
(パッファー・ゾーン)



●世界遺産条約履行のための戦略的目標「5つのC」

国際協力の下で世界遺産の顕著な普遍的価値を守り、世界遺産が持続可能な社会の発展に貢献するため2002年に出された戦略目標「4つのC」に、2007年に5つ目のCが追加されたもの。毎年の世界遺産委員会において、世界遺産センターは1年間の活動を「5つのC」の分類に当てはめて報告している。

「5つのC」とは、「Credibility(信頼性)」、「Conservation(保存)」、「Capacity-building(能力開発)」、「Communication(情報伝達)」、「Community(共同体)」のこと。

●ヴェネツィア憲章(記念建造物及び遺跡の保全と修復のための国際憲章)

1964年にイタリア共和国のヴェネツィアで開催された第2回「歴史的記念建造物に関する建築家・技術者国際会議」で採択された記念物や建造物、遺跡などの保存・修復に関する憲章。記念物や建造物、遺跡などを芸術作品かつ歴史的証拠として保護することや、修復の際には建設当時の工法、素材を尊重すること、推測による修復の禁止、修復の際には歴史的誤解を与えるよう修復箇所を明らかにすることなどが謳われている。この憲章を基に「真正性」の概念が生まれ、その真正性を検証する機関としてヴェネツィア憲章採択の翌年にICOMOSが設立された。

●歴史的都市景観の保護に関する宣言

2005年の世界遺産条約締約国会議で出された宣言。ウィーン中央駅界隈の都市開発と世界遺産の保全をめぐる国際会議にて採択された「世界遺産と現代建築に関するウィーン覚書(ウィーン・メモランダム)」を受けて採択された。開発で現代建築を建てる際には、街の風景や景観を尊重することが一番の課題であるとし、世界遺産に関しては特に歴史的都市景観の概念を推薦書等の保護計画に含むことが推奨されている。



「ウィーンの歴史地区」にある聖シュテファン大聖堂

●特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

1971年にイランのラムサールで開催された国際会議にて採択された条約。水鳥の生息地を保全するために湿地の生態系と生物多様性を保護し、調査、保全のための措置を取ることや、湿地を持続可能な範囲で適正に利用するため計画を立てて実行することなどが定められている。